

ひとり親家庭等のために

①相談

◎ひとり親家庭相談

対 象 母子・父子家庭の方・これからひとり親家庭になる方

内 容 生活一般、就職、住宅、養育などのさまざまな問題について相談に応じます。
* 母子生活支援施設の入所、母子及び父子福祉資金の貸付、母子家庭等自立支援給付金事業等、自立のための援助をおこないます。

問 子育て支援課 ひとり親家庭支援センター ☎3981-2119

◎女性相談

対 象 女性の方

内 容 DVやストーカー被害のほか人間関係や経済的な相談に婦人相談員が応じます。
* 緊急に、一時的な保護をおこないます。

◎家庭相談

対 象 夫婦、ひとり親、女性

内 容 専門の家庭相談員が夫婦関係、嫁姑、離婚、相続など家庭内の問題に関して、相談に応じます。養育費や面会交流の相談もお受けします。
* 予約制です。

問 いずれも 子育て支援課 子ども家庭・女性相談グループ ☎3981-2119

②援助

「としま いっしょに子育て」

◎育児支援ヘルパー事業(ひとり親家庭ホームヘルプサービス)

育児・家事のお手伝いをいたします。

対 象 区内在住のひとり親家庭等で、小学校修了までのお子さんがいる家庭。
出産前でも利用可。

利用日時 毎日 7:00～21:00(年末年始を除く)

利用料

	生活保護世帯および 住民税非課税世帯	児童育成手当受給家庭	その他の家庭
ひとり親等要件発生から1年	無料	無料	1時間 500円
ひとり親等になって1年後から 対象児の小学校修了まで	無料	1時間 500円	1時間 900円

* 兄弟・双子など複数児童の育児の場合、料金は1.5倍です。

利用時間 年間70時間以内

* 1回2時間以上4時間まで(1日につき4時間以内)

* 双子以上のお子さんがある場合で「スマイルカード」をお使いになるとき、お子さん1人[2時間]無料で利用できます。予約時に「スマイルカード」を利用することをお伝えください。

利用方法 東部もしくは西部子ども家庭支援センターの職員が訪問し、利用申請書を記入していただきます。

詳細は下記へお問い合わせください。

問 東部子ども家庭支援センター ☎5980-5275

西部子ども家庭支援センター ☎5966-3131



③手当

◎児童扶養手当(国制度)

対象 18歳に達した日以降、最初の3月31日までの子どもがいる母子または父子家庭等(離婚、母または父が死亡・生死不明・裁判所からのDV保護命令を受けている場合等)、母または父が重度の障害がある方

*申請した翌月分から支給されます。

(子どもに中程度以上の障害がある場合は、20歳未満まで)

*所得制限があります。

手当額 所得により

1人目/月額 10,740円~45,500円

2人目/月額 5,380円~10,750円

3人目から/一人月額 3,230円~6,450円

*障害基礎年金等を受給しているひとり親の方は、令和3年3月分以降、児童扶養手当額が障害年金の「子の加算部分の額」を上回る場合、その差額を児童扶養手当として受給できるようになりました。詳細についてはお問い合わせください。

◎児童育成手当の「育成手当」(区制度)

対象 児童扶養手当に準ずる。

*申請した翌月分から支給されます。

*所得制限があります。

手当額 一人月額13,500円

問 子育て支援課 児童給付グループ ☎3981-1417

④医療費助成

◎ひとり親家庭等医療費助成「マル親医療証」(区制度)

対象 児童扶養手当・児童育成手当(育成手当)に準じ、健康保険に加入している方に医療証が交付されます。

*医療機関で保険診療を受けたときの自己負担分の医療費が助成されます。

*所得制限があります。

問 子育て支援課 児童給付グループ ☎3981-1417

⑤資金貸付・住宅・その他

●●●資金貸付

◎母子及び父子福祉資金

経済的に自立し、安定した生活を送るための必要な資金を借りることができます。

対象 20歳未満の子どもがいる母子及び父子家庭の方

資金の種類 修学、就学支援、転宅、就職支度、医療介護、生活、住宅、結婚ほか

*原則連帯保証人1人が必要です。

*貸付限度額や利率等については、資金の種類によって異なりますので、お問い合わせください。

◎母子家庭及び父子家庭自立支援給付金

就労及び経済的自立のための給付金が支給されます。

対象 児童扶養手当を受給しているひとり親家庭で資格取得を目指す方、職業訓練の講座を受講する方で要件を満たす方

*「母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金」と「母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金」の2種類の給付金があります。



※対象となる方の要件、訓練のための講座・資格・支給額等については、お問い合わせください。

問 いずれも 子育て支援課 子ども家庭・女性相談グループ ☎3981-2119

◎ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金

ひとり親家庭の母、父またはその子で、高卒認定試験の合格を目指す方へ講座受講料等を最大100%(上限25万円)給付いたします。

対 象 児童扶養手当を受給しているか、または同様の所得水準にあり、高卒認定試験に合格することが、適職に就くために必要である方。

※詳しくは、お問い合わせください。

問 子育て支援課 子ども家庭・女性相談グループ ☎3981-2119

施設・住宅

◎母子生活支援施設のご案内

対 象 18歳未満の子どもがいる母子家庭の方

*生活上のいろいろな問題のために子どもを育てることが心配な場合に、子どもと一緒に利用できる児童福祉施設です。

内 容 部屋の提供と母子指導員による自立支援・就労支援などを行います。

*所得に応じて負担金があります。

問 子育て支援課 子ども家庭・女性相談グループ ☎3981-2119

◎公営住宅のご案内

●都営住宅(定期募集)

対 象 所得が低く、住むところに困っている方

●区営住宅(定期募集)

対 象 所得が低く、住むところに困っている方

●福祉住宅(ひとり親世帯向け)(不定期募集)

対 象 所得が低く同居するすべての子どもが18歳未満の父子または母子の世帯

問 福祉総務課 入居相談グループ ☎3981-2683

◎高齢者世帯等入居支援事業のご案内

高齢者世帯等とは障害者世帯やひとり親世帯も含まれます。その他条件はお問い合わせください。

●高齢者世帯等入居支援事業

対 象 住宅の確保が困難な、18歳未満の子どもと同居しているひとり親世帯

内 容 区内の協力不動産店を紹介し、民間アパートへの入居を支援します。

●安心住まい提供事業

対 象 取り壊し等により住宅の確保に緊急を要する、18歳未満の子どもと同居するひとり親世帯

内 容 区が借りている民間のアパートを所得に応じた家賃で提供します。条件等お問い合わせください。

問 福祉総務課 入居相談グループ ☎3981-2683

住み替え家賃助成

◎高齢者世帯等住み替え家賃助成

対 象 取り壊しや主たる生計維持者が死亡、障害を受け若しくは長期入院、離別したことにより収入が著しく減少した等により、現在の住宅に住み続けることが困難となった、18歳未満の子どもと同居している世帯。



※転居後の家賃と基準家賃の差額の一部が助成されます。(他所得基準など要件については89ページをご参照ください。)

◎子育てファミリー世帯家賃助成

居住水準の向上を求めて、豊島区内の良質な民間賃貸住宅(区民住宅ソシエを含む)に転居(転入)した場合に、一定の要件を満たす子育てファミリー世帯に対し、転居(転入)後の家賃と基準家賃との差額の一部を一定期間助成します。※転居(転入)後1年以内に申請が必要です。

対象世帯 子育てファミリー世帯とは、申請時点で15歳以下の児童1名以上と、その児童を税制上扶養するものが同居している世帯であること。転居(転入)後出産して、子育てファミリーになった場合は対象になりません。

問 福祉総務課 入居相談グループ ☎3981-2683 ※詳細はP88～89

●●●その他

◎児童扶養手当を受給されている方

- ・都営交通無料乗車券が交付されます。
 - ・JR通勤定期乗車券割引証明書が発行されます。
- *どちらも申請が必要です。

◎ひとり親家庭等医療費助成「マル親医療証」をお持ちの方

- ・豊島区立体育施設の使用料が免除になります。(個人利用)
- *申請が必要です。

問 いずれも 子育て支援課 児童給付グループ ☎3981-1417

◎親子ふれあい助成

親子でお出かけをした際にかかった費用の一部を助成します。

- 対象** ①障害児及び介助者(介助者は障害児1名に対し1名)
②ひとり親家庭の児童
- *本年度中に18歳に到達する子どもを含む。

- 内容** ①宿泊施設の利用料の一部
②観劇やレクリエーションなどをした際の費用の一部
③ ①②に関わる交通費(公共交通機関に限る)の一部

- 助成額** 障害児/一人2500円 年度内2回
介助者/一人2500円 年度内2回
ひとり親家庭/子ども一人、3000円 年度内1回

申請方法 利用後1か月以内に窓口にて申請。詳細は当会ホームページ(<http://toshimashakyo.or.jp/contents/oyako.html>)、または窓口等でチラシを入手し、ご確認ください。

問 豊島区民社会福祉協議会 共生社会推進・事業開発課 ☎3984-9375

